

議案第 81 号

川崎市教育委員会公用文に関する規程及び川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令（案）

（川崎市教育委員会公用文に関する規程の一部改正）

第1条 川崎市教育委員会公用文に関する規程（昭和 59 年川崎市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第14条」を「第15条」に改める。

（川崎市教育委員会職員研修規程の一部改正）

第2条 川崎市教育委員会職員研修規程（平成 21 年川崎市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第8号」を「第21条第8号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長をいう。）が改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する間においては、この訓令による改正後の川崎市教育委員会公用文に関する規程の規定は適用せず、この訓令による改正前の川崎市教育委員会公用文に関する規程の規定は、なおその効力を有する。

参考資料

制 定 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会公用文に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会公用文に関する規程 昭和59年9月29日教委訓令第3号 (第1条 略)</p> <p>(公用文の種類)</p> <p>第2条 公用文の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公示文</p> <p>ア 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定に基づき、市議会の議決を経て制定するもの</p> <p>イ 規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15</u>条の規定に基づき、教育委員会の議決を経て制定するもの</p> <p>ウ 告示 一定の事項を一般又は一部のものに周知させるため、公示するもので、原則として法規の性質を有しないもの</p> <p>(2) 令達文</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 公示文及び令達文以外のもの（以下「一般文」という。）</p> <p>(中略)</p> <p>(第3条以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会公用文に関する規程 昭和59年9月29日教委訓令第3号 (第1条 略)</p> <p>(公用文の種類)</p> <p>第2条 公用文の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公示文</p> <p>ア 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条の規定に基づき、市議会の議決を経て制定するもの</p> <p>イ 規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14</u>条の規定に基づき、教育委員会の議決を経て制定するもの</p> <p>ウ 告示 一定の事項を一般又は一部のものに周知させるため、公示するもので、原則として法規の性質を有しないもの</p> <p>(2) 令達文</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 公示文及び令達文以外のもの（以下「一般文」という。）</p> <p>(中略)</p> <p>(第3条以下 略)</p>

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員研修規程 平成21年3月19日教委訓令第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第21条第8号</u>の規定に基づき、教育委員会職員の研修に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第2条以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会職員研修規程 平成21年3月19日教委訓令第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条第8号</u>の規定に基づき、教育委員会職員の研修に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第2条以下 略)</p>